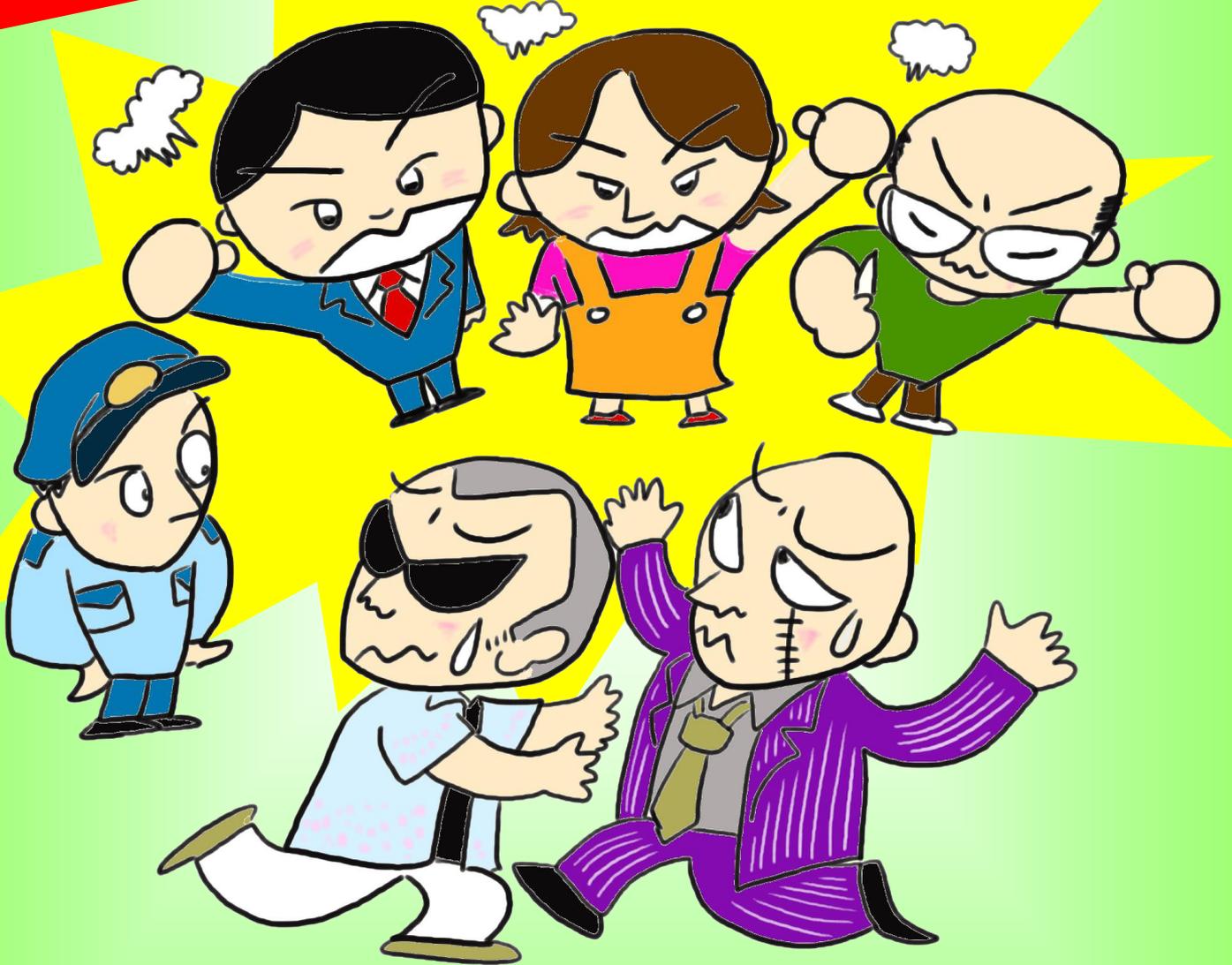


千歳市暴力団排除条例

平成26年4月1日施行

この条例は、市民の安全かつ平穏な生活の確保及び地域経済の健全な発展を図ることを目的としています。

暴力団お断り！



暴力団に関する相談先

0123-42-0110

千歳警察署

暴力団排除条例に関すること

0123-24-0263

千歳市役所 市民生活課

「千歳市暴力団排除条例」の基本となる考え方

暴力団を恐れない！
暴力団に対して資金を提供しない！
暴力団を利用しない！

市の役割

市は、暴力団排除のため北海道警察など関係機関・関係団体と連携し効果的な施策を推進します。

条例の 主な内容

市民等の役割

市民、事業者は暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むように努めます。

市の事務事業に参加させません

暴力団員や暴力団関係事業者を公共事業等の入札に参加させない等、市の事務事業から排除します。



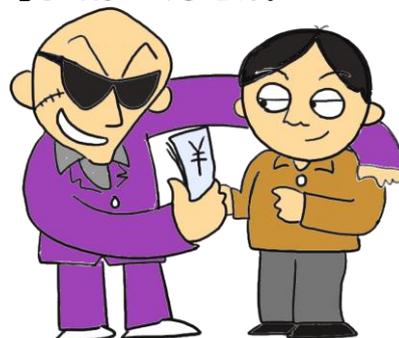
公共施設の使用等を禁止します

市の公共施設が暴力団の活動に利用されないようにします。



威力利用・利益供与を禁止します

市民は、債権回収や紛争解決等に暴力団の威力を利用してはいけません。また、威力利用の目的で暴力団員に利益を供与してはいけません。



事業者については、「北海道暴力の排除の推進に関する条例」が定められています。

主な内容

暴力団（員）の威力を利用する行為を禁止
暴力団（員）へ財産上の利益供与をを禁止
契約書面への「暴力団排除事項」及び「契約解除条項」の導入